

# 奈良市障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告取扱要領

## 1 目的

事業者は、利用者に対するサービスの提供時に事故等が発生した場合は、指定権者、支給決定市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。この要領は、本市への報告の取り扱いを定め、事故等の再発防止及び利用者の安全確保を図ることを目的とする。

## 2 報告対象者

対象となる事業者及び根拠規定は、別表 1 のとおりとする。

## 3 報告対象となる事故等

事業者は、次の（１）から（５）の場合、奈良市障がい福祉課（以下「所管課」という。）等へ報告を行う。

### （１）サービス提供中の利用者のケガ又は死亡事故の発生

- ・「サービス提供中」とは、送迎・通院の時間帯も含む。
- ・報告を要するけがの程度は医療機関（事業所嘱託医や看護師を含む）を受診した場合を原則とし、事業者側の過失の有無を問わない。ただし、擦過傷など軽微なケガは除く。
- ・死亡は、病気による死亡等、明らかに死亡原因が事故に起因しない場合を除くが、死因等に疑義が生じ、関係者間でトラブルに発展する可能性があるときは、所管課へ報告すること。

### （２）食中毒及び感染症等の発生

- ・サービス提供に関して発生したと認められる場合であって、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成 18 年 3 月 31 日、厚生労働省告示第 268 号）において、市町村への報告が必要と定められている場合については、速やかに所管課及び保健所に報告を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症による陽性者、PCR 受検者の報告については、この様式によらず、別途周知する方法にて所管課へ報告すること。

### （３）職員の法令違反・不祥事等の発生

- ・利用者の処遇に影響があるものとする。
- 【例】利用者からの預かり金の横領や貴重品の紛失、個人情報の紛失やメールの誤送信等

### （４）人権侵害等の発生

- ・事業所内で発生した人権侵害、虐待と考えられる事案をいう。

### （５）災害被害の発生

- ・火災等により、物的・人的被害が発生した場合をいう。

### （６）その他

- ・上記のほか、事業者が報告を必要と判断したもの。

【例 1】誤薬

違う薬を投与した、時間や量の誤り、与薬漏れ等が発生した場合、かかりつけ医や連携医療機関の医師の判断に基づく指示を受けるとともに、所管課へ報告すること。

【例 2】行方不明

速やかに周辺や心当たりがある場所を探し、それでも発見できない場合は、関係機関へ協力を求めること。所管課へはまず一報を入れ、事態が収束次第、報告書を提出すること。

#### 4 報告の方法

- (1) 事業者は、「3 報告対象となる事故等」が発生した場合、原則として発生から1週間以内に様式第1号を作成し、郵送又はメールにより所管課へ報告するものとする。なお、死亡事故及びそれに類する案件（生命に危険を及ぼす可能性があるもの）等の緊急性の高い案件は、速やかに電話による報告を行い、報告書を提出すること。

【所管課】

奈良市福祉部障がい福祉課 指定係

電話：0742-34-4593

メール：jigyoushoshitei-shougai@city.nara.lg.jp

- (2) 様式第1号については標準様式とし、報告書に相当する内容を網羅した様式を事業者において作成している場合は、その様式を使用して差し支えない。
- (3) 時間の経過に伴い状況が変化する事案については、随時追加報告を行うものとする。

#### 5 報告先

事業者は、事故等の報告にあたっては、利用者の家族等はもちろんのこと、所管課への報告のほか、利用者の支給決定等の実施主体の市町村へも報告しなければならない。

#### 6 公表等

市長は、事業者が運営基準等に違反し、かつ事故の隠蔽や再発防止策の不履行等、悪質な行為が認められた場合は、事業者の名称及び事故の内容を公表することがある。

#### 附則

この要領は令和3年11月17日から施行する。